

## 第1回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会 会議録

○日 時：令和2年7月3日（金）午後6時30分～午後7時55分

○場 所：旭川市7条通10丁目 旭川市動物愛護センター 2階 多目的ホール

### ○出席者

・参加者：8名

池谷 優子氏，川邊 淳子氏，小池 政紀氏，後藤 幸濃氏，鈴木 昇氏，  
西嶋 美代子氏，本田 リエ氏，山中 恭史氏（五十音順）

・事務局：6名

川邊保健所地域保健担当部長，内田動物愛護センター所長，  
フロロフ主査，似里主査，大竹職員，渡辺職員

○会議の公開・非公開の別：公開

○傍聴者数：2名

### ○会議次第

1 開会

2 参加者紹介

3 進行役選出

4 議事

（1）旭川市における動物愛護管理行政の現状，課題及び今後の目標について

（2）旭川市動物愛護基金（仮称）について

（3）その他

5 その他

6 閉会

### ○会議資料

資料1：旭川市動物愛護管理の全体体系イメージ（案）

資料2：旭川市動物愛護条例（仮称）の関係法体系イメージ

資料3：旭川市動物愛護基金（仮称）について

資料4：全国自治体における動物愛護条例及び動物愛護基金の制定状況

資料5：旭川市動物愛護センターの概要及び事業実績等

## ○会議内容（要約）

### 1 開会

- ・ 会議の公開について事務局から説明
- ・ 保健所地域保健担当部長挨拶

### 2 参加者紹介

### 3 進行役選出

旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会開催要綱第4条の規定に基づき、参加者の互選により北海道獣医師会上川支部の鈴木支部長を進行役とすることに決定した。

### 4 議事

#### (1) 旭川市における動物愛護管理行政の現状、課題及び今後の目標について

事務局	(旭川市における動物愛護管理行政の現状、課題及び今後の目標について、資料に基づき説明)
進行役	ただいま事務局から動物愛護管理行政にかかる現状、課題、今後の目標について説明を受けましたが、何かご意見、ご質問などがありましたらお願いします。
参加者	今回の動物愛護条例について、動物愛護管理法では、牛、豚、めん羊や、その他動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものほとんどすべての動物が愛護動物ということで規定されているのですが、今までの説明だと、今回の旭川市の動物愛護条例というのは、愛玩目的で飼育している動物に対する条例という理解でよいのでしょうか。
事務局	北海道の条例と同様に、旭川市の条例においても、条文ごとに対象とする動物の範囲というのが広がったり狭まったりする部分が出てくると思っていますが、我々動物愛護センターの日常的な業務のカテゴリでは犬猫が中心となってきます。 動物そのものを傷つけてはいけないといったような部分に関しては、当然ながら犬猫にとどまらないといった部分も出てきます。どの動物を対象とするという範囲については、次回、第2回の懇話会で、条文の構成をもとに、対象とする動物を条文ごとに示させていただければ、と考えています。
進行役	産業動物はこれ、愛玩動物はこれ、というように色を分けるということでしょうか。それとも、今回、動物愛護センターとしてはやはり犬猫の方が多くなるのでしょうか。
事務局	動物愛護センターとしては、当然、犬猫が中心となってきますのですが、産業動物であっても傷つけてはいけないとか虐待してはいけないなどといった部分については当然ながら範囲に入ってきますので、対

象として伸び縮みしてくる部分もあると考えています。

参加者 若干補足しますが、動物愛護管理法の罰則、第44条で、愛護動物をみだりに殺し傷つけた者については5年以下の懲役または500万円以下の罰金というものがあまして、ここの条文については、第4号で動物の種類が決まっております。これについては、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、いえぼと、あひるであるとか、人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類ということで、産業動物も虐待については対象になっています。

一方、動物愛護管理法は2つの動物のカテゴリがありまして、第10条にある普通の動物、これについては、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものに限って、畜産農業に関わるものなどは除く、と。産業動物は除かれます。これが販売する業者であるとか、飼っている方が適正に飼養しないで周囲環境を汚染してしまうとか、そのような場合の対象となります。

この2つが法律では使い分けられていて、多分そういった使い分けが出てくるのかなと思います。

進行役 ありがとうございます。その他にございませんか。

参加者 資料5の「飼い主のいない猫の不妊手術実施状況」について、申請を受けてやっているようですが、具体的にどのような手法でやっているのか教えていただけたらと思います。

事務局 地域から猫について困っている、何か取組ができないだろうか、または市の協力を得られないだろうか、といったお問い合わせをいただく中で、地域の合意を得られた際に、我々が猫を捕獲する檻（おり）を設置して猫を捕まえ、猫が檻（おり）に入る度に動物愛護センターに連れてきて手術をして、もとの地域に返す、という流れで取組を行っております。

参加者 このような地域猫をやった場合に、言いにくいのですがけれども、例えばその地域に新たに猫を持ってきてしまう人がいたりとか、このような事例で困っているということもあるようなのですが、そのような事例はありますか。

事務局 今のところはありません。特定の地域だけでやっているわけではなく、市内全域でやっていますので。特定の地域だけとなるとやはりそういう話が出てくるかもしれないですが、市内のどこでも実施するというスタンスです。

参加者 わかりました。ありがとうございます。

参加者 いわゆるアニマルポリス的な、虐待に対する通報の体制についての

方針みたいなものはあるのでしょうか。大阪市がホットラインみたいな形で既に整備されているのですが、私自身も虐待に関わった時にとても大変な経験をしているのでお尋ねします。

また、私たちの団体にもこれは虐待に当たらないのか、ご近所の飼い方がおかしいんじゃないか、という問い合わせや相談がありますが、そういうときに第三者的に警察みたいな、アニマルポリス的な部署があるととてもいいなど。私たちはNPOの団体であって、人を裁くような立場ではないので、そういう部分の仕組みについてどのように構想されているのかなと思いました。いかがでしょうか。

事務局

まず現状ですが、犬や猫の飼い方について、近所の方から例えば放し飼いをしているとか、猫が随分たくさんいるみたいでそれに伴って不衛生じゃないか、鳴き声だったりとかで色々な連絡をいただきます。その際、必要に応じて、飼い主さんのご自宅を我々職員が訪ねて、こういった声が近所から出ています、ということで現状の確認をしています。その後、必要に応じて指導などを行っています。

その一方で、多頭飼育崩壊があった際には様々な人たちの力も借りながら対応しているのが現状で、すべての相談や悩みにどこまで十分応えられているか、さらに確認や対応の方法も検討していかなくてはならないのかなと考えています。

事務局

虐待に関しては、市で対応できる部分、法律上の権限がありますので、実際に虐待ということとなると道庁で対応している部分となります。なので、旭川市内の事例に関しては、上川総合振興局の担当者と合同で調査するような形で対応しています。旭川市内の事例であれば市に通報が来ることが多いとは思いますが、上川総合振興局と連携をしながら対応しています。

参加者

警察も絡んできて、法律違反で罰金にもつながってくるので、結構シビアな問題になることが多いと思っていて、このあたりはアバウトな感じではなくて、あるといいなという思いはすごくあります。

事務局

それについては、ちょうど国がこの前発表したものによりますと、虐待に関して警察や市町村、都道府県その他の機関との連携に関するガイドラインを今年度末までに作るというように聞いてますので、そのガイドラインの内容などを見ながら、我々としても取れる対応や有効な連携の仕方を考えていく必要があると考えています。

参加者

きっと、これが一番大切な柱になるのではないかなという思いがあります。

参加者

今の話と近いところがありますが、もう少しで動物取扱業のケージの大きさなどの数値の具体化がまとまってきます。数値が出てしまうとそこから変えられないみたいで、旭川市でもペットショップでの飼

い方に色々苦情が入ってくるのかなと思ったんですが、管轄は道ですよ。ですが、バーライズプラン（北海道動物愛護管理推進計画）には、市は橋渡しができると書かれているので、それに関しては、動物愛護推進員など何らかの形で関わっていけるんじゃないかなと思っていたので、今回の条例に関して、ペットショップに対しても入っていくことができるかどうかを知りたかったのですが、どうでしょうか。

事務局 ペットショップに関する取組、取扱いについては、道の方で行われていまして、旭川市は現状タッチしていないところであります。今、お話されたとおり、中核市でその部分を取り扱っていない状況にある中で、道との連携の仕方をどのように考えていくか、また、取組がより有効に進むようにどうしたらいいのかを、今日ご指摘もいただきましたので、次回、考え方を示していきたいと思っています。

参加者 今の話、元がよくわからないので話がよくわからなかったのですが、ペットショップのケージのことですか。

参加者 店頭であったり、ブリーダーなどの業種の方が飼育しているところのケージの大きさのことで、小動物用のケージの大きさに犬がいたりとか。糞尿だらけになっているとか。

参加者 販売するペットを飼養するケージの広さの話ですね。  
わかりました。ありがとうございます。

参加者 動物福祉に関わる観点でどうなんだろうという話ですね。

## （２）旭川市動物愛護基金（仮称）について

事務局 （旭川市動物愛護基金（仮称）について、資料に基づき説明）

進行役 これは寄附の関係ですけども、目的寄附ということでしょうか。一般的には寄附をすると旭川市に行ってしまうということですけども、あくまで「あにまある」に寄附をしたいということで、目的性のある寄附ということですね。

事務局 いわゆる動物愛護の目的に使ってくださいという名目の寄附のことです。

進行役 そういう声が今までにもあったということですね。

事務局 はい。お金で寄附したいというお話をいただいても、そのままでは受け取れないので物品でくださいと言ってきたことも過去に何度もあります。

進行役      もし、基金を創設すると、その基金を積み立てておいて、ある程度の金額は翌年、あるいは翌々年に持ち越しするということも可能になるということですか。

事務局      はい。可能になります。

進行役      それでは皆さんの方からこの基金についてのご意見を伺いたと思います。

参加者      旭川市動物愛護センター条例だと、収容する動物に対してお金をいただくということになっていますよね。そのお金というのは「あにまある」の中で使われている状況ではないのでしょうか。  
また、多頭飼育崩壊に関してはお金をいただいていないと思うのですが、それはこの条例を見ると市長が許可を出した場合には免除できるという規定を適用している形になっているのでしょうか。

事務局      引取りなどに伴っての手数料ですが、その部分に関しては、動物愛護センターを管理運営していくための事業予算としての収入となっています。  
多頭飼育崩壊などにおいては、ご指摘のとおり、手数料を請求できるような状況ではないこと、むしろ負傷動物を収容するときと同じような考え方をもって収容している状況です。

参加者      条例については、都道府県とか政令指定都市では100%ではないのですが、かなり制定されているようで、中核市ではまだなかなか制定されていないということがよくわかりますが、それに引き換え、基金がそれぞれでかなり低いのは何か大きな壁でもあるのでしょうか。どのように分析されているのか教えていただければ。

事務局      ご指摘のとおり、中核市において動物愛護の条例そのものを持っているのが58市中18市ですね。それからいわゆる基金条例を持って運営しているのが中核市でいえば58の中の2市という状況です。  
一つ一つの自治体に尋ねたわけではありませんので、全体的な印象を含めた回答になってしまいますが、それぞれの自治体における動物愛護行政の取り組み方の差が大きく影響しているのかなという印象を持っています。  
また、それぞれの自治体における現状、例えば職員の配置や予算、その一方でそれぞれの地域における獣医師会や動物病院など、民間側の取り組みと行政とのバランスなどもあって、条例や基金の置かれ方・取り組み方が違っているものと認識しています。

進行役      まず、この基金というのはなかなか作りづらいということですね。中核市レベルでは、58のうち2しかないですよ、基金条例が。

参加者 旭川市と同じ中核市で調べてきたのですが、ふるさと納税という形であれば、中核市であっても8件ほど動物愛護センター向けの取組への寄附を募っています。なので、基金という形ではないのかもしれませんが、全くないわけではないという感じでしょうか。

進行役 ということは、単年度で使い切らなくてはならないということでしょうかね、ふるさと納税ということは。

事務局 おそらく基金がないと、ふるさと納税で寄附をいただいても、その年度で基本的には使い切るような形になると思います。  
ただ、動物愛護センターを運営していく中で一般財源、税金などで充当している部分が多いので、単年度にはなるのですが、そのような目的で使っていると思います。

参加者 動物園にも基金があります。施設を作るということで縛りのある基金にしています。行政の予算の立て方だと、今まで市の予算でやっていたことを目的に基金としてしまうと、今まで配当されていた予算が削られて基金でやれ、ということになりかねないと思います。  
もし基金を作るとしても、そうならないような目的とか仕組みとかを作っておかないと、動物愛護センター自体の予算が削られ、寄附が来なくなると予算が苦しくなる、ということが起こる可能性もあると思うので、そのあたりを考えた上で作らないとまずいかなという気がします。

事務局 基金の使い道をあらかじめこういった物に使いますということは示していかなくてはならないかなと思っていますが、いわゆる消耗品とか施設運営にかかってくるような物に使いますという示し方も一つでしょうし、建物や設備に使いますという示し方もあるでしょうし、また、地元の皆さんと一緒にやる取組に使いますという示し方もありますし、それぞれ複数のテーマでもって使い道を示すといった考え方があっていいかな、と思います。  
皆さんから基金の必要性について確認いただければ、そのあたり、今回のこの懇話会の中で基金の用途などをご提案させていただきたいと思っています。

進行役 やはりランニングコスト的なものまで使うということになると、予算が削られる可能性があるかなということで、動物園は先輩として基金の使い道はご承知だと思いますので、動物園と情報交換しながら、予算の大幅な削減がないような形で独自で使えるような基金に特化していただければありがたいなと。

事務局 動物園の場合は、会計上、特別会計を立てています。結局、全体の収支がプラスかマイナスかという時にマイナスになると自動的に一般

会計からそのマイナスの差額分を繰出金という形で埋めるという仕組みになっています。

ですので、予算編成上も、設備投資があるのであれば、まずは基金、貯金を崩して動物園会計のマイナス分をある程度減らして、一般会計の持ち出し分を減らしたいという意図があってそのような形になっています。

「あにまある」は保健所の一部で、市の一般会計の中に入っていますので、全く同じような状況にはならないのかなと思っています。ただ、仕組み上、基金条例を作る時には基金としていただいたお金の使い道を一定程度、基金条例の中に示していく形になるので、「あにまある」に対して応援する思いを持った方々の賛同を得られやすいような形が必要であるとともに、あとは財政運営上の手法ですけれども、「あにまある」の運営にとって後々マイナスにならないようにということの両面から考えていくことなのかなと思っています。

進行役

予算執行の中身については、我々は市の詳しい仕組みまでわかりませんが、そのあたりは上手に的確に動物愛護のために使えるような形で基金を募集していただきたいと考えます。

参加者

今回、待ち望んでいた基金と条例ということで、色々と模索して考えたときに、ただ単体でそれぞれやるというのであればかなり魅力に欠けるので、市民全体を巻き込んでの動きにはならないのかなと思うのと、あにまあるはホームページを持っているので、そこを見ればどういった犬や猫が保護されているとかは見えてくるのですが、実際に何をやりたいのかというのがなかなか見えてこなかったりするんですね。

基金に関しても、修繕などに対して寄附するというだけではなくて、どちらかという「あにまある」は市の総合的な計画から外れたところにあるように感じているんですが、そうではなくて、旭川市の全体的なまちづくりの中の一つとして、こういう方針でこういう街にしたいから、というところから始めて、それをホームページやパンフレットなどを使ってこういうことをやっていきたい、というのをアプローチしたり、計画を練って出していったりする。他の県や中核市でもやってきていますので、そのレベルに近づけていければと思うのですが、予算が絡んできたり、ホームページを作ったりすることに関してはちょっと難しいのでしょうか。

事務局

この動物愛護センター「あにまある」が設置され、これまで時間が経過してきた中で一つの節目の時期に入ってきているのだらうと思います。その節目として、次の時代に向けた考え方や方向性を示していく一つが今回の条例であったり基金であったりするのだらうとする、動物愛護センターとしての方向性が見えにくい、わかりづらいという部分があるのであれば、今後、形になった条例や基金をわかりやすくメッセージとして伝えていくことは重要だと思いますし、難しい

とばかりは言ってられませんので、きちんと伝えていく努力はしていきたいと思っています。

事務局

今、言われたことに関連して、冒頭で市長の公約で条例と基金を、というようなことでお話ししましたが、市役所全体、特に財政サイドの思いとしては、予算編成の部分を考えるんです。市税収入があつて、それを市の政策の意図に従って一般財源として使うということで考える時に、市税収入は限度がありますから、できるだけこれを節約しながら他のお金、収入がある時はそれを先に充てていきたいという発想になりますよね。

そこで、基金だけ先行して設置してくれないかという考えは実際にありました。ただ、「あにまある」に寄附いただいている現状から考えて、やはり皆さん一定の思いを持っていただいています。先ほど8年目を迎えたという中では、皆さんのご協力、ご理解を得ながら実績も出ていますし、そうしたところで皆さんが思いを持って、応援いただいているものですから、それを市の財政的な部分の考え方だけで基金を先行して作るのはどうかというような考えを持っていました。それで今回、条例を考えていくタイミングとセットでやっていくのがベストだろうと考えました。

市役所の仕組み上、クラウドファンディングを市の財政としてドッキングしていくことはちょっと難しいですが、先ほど言われたことはそれにやや相通ずるところもあるのかなと思います。ですから、この懇話会の議論の中でそうした声をいただきながら、できるだけ皆さんの思いに近いお金の使い方ができるような基金を整備をしていきたいと考えているところです。

参加者

それを聞いてほっとしました。

私も色々な国内の専門的な人たちをお呼びして、「あにまある」にご案内した時に、全国でも珍しいくらい犬猫が少ないと言われます。少ないのは素晴らしいことなんですけど、この広い施設に犬猫が少ないというように思われていて、その中で基金という時に何に使うのかということになります。もっと先進的に、例えば虐待の案件や、多頭飼育崩壊に対して保健所だけではなくて福祉、これはもう人の問題なので、動物というよりも人の問題というところになってくると、他のところとの横のつながりがとても大事になるので、その仕組みとか、ホットラインとか、市民がわかりやすいようなそういうものを先進的にやっているというイメージをしっかりと植え付けて、その上で基金だと何か色々応援したくなると思います。「最近、少ないよね」ということで基金となると、もしかして何かを減らすだけなのかな、という感じになるのかなと思っています。

やはり、条例と抱き合わせというところがとても大切で、私も市長にも陳情書を二度出していますし、北海道知事にも出しています。ぜひこの北海道、旭川から発信してほしいという願いがあったので、まずそうしたベース、本質を整えて基金設置という方が、基金ありき、

というよりも大事かなと思っていたので、今聞いてとても安心しました。よろしくをお願いします。

進行役

その他、ないでしょうか。

それでは今回の議事については、以上でよろしいでしょうか。

事務局

ありがとうございます。今回皆さんからいただきましたご意見ご提案を踏まえまして、条例案の具体的な作業を進めて、次回、第2回に皆さんにお諮りしたいと思っています。

## 5 その他

次回の懇話会について、参加者で協議した結果、令和2年7月28日（火）午後6時30分から開催することとした。

## 6 閉会